

食は、命と健康を支え、人が生きていく上で基本となるものである。健康を維持するために、食の安全性を確保することは不可欠であり、私たちは、その安全性を信頼し、安心感を得てはじめて、健やかな食生活を営むことができる。現在、食の安全性を脅かし、食の安心感を損なう事態が相次いで発生しているが、これらの事態に対処し、食の安心・安全を確保することは、私たち共通の願いである。

京都は、優れた農林水産物や多彩な加工食品の生産地であるとともに、国際的な観光都市を有する消費地としての顔を持ち、歴史と伝統に培われた世界に誇る食文化を継承し、育ててきた。今、私たちは、この京都において、食の安心・安全をより高い水準で確保するため、食に関する情報を共有し、互いに協力しながら、食の安心・安全の確保に関する施策及び取組を推進していかなければならない。

このような認識の下に、食の安心・安全の確保についての基本理念を明らかにするとともに、府、食品関連事業者及び府民がその責務又は役割を果たすことにより、食の安心・安全の確保に関する施策及び取組を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の府民の健康の保護に寄与するため、この条例を制定する。

(趣旨)

条例を設ける背景（現状と課題）や目的を明らかにしています。

(解説)

食品の安全性の確保について、国は、食品安全基本法（平成15年法律第48号）で基本的な枠組みを規定し、食品衛生法（昭和22年法律第233号）や農薬取締法（昭和23年法律第82号）等の法令により、全国的に統一された共通の基準等を定めて施策を実施しています。

併せて、食品安全基本法では、地方公共団体の責務として、食品の安全性の確保に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、地方公共団体の区域の諸条件に応じた施策を策定し、実施する旨を規定しています。

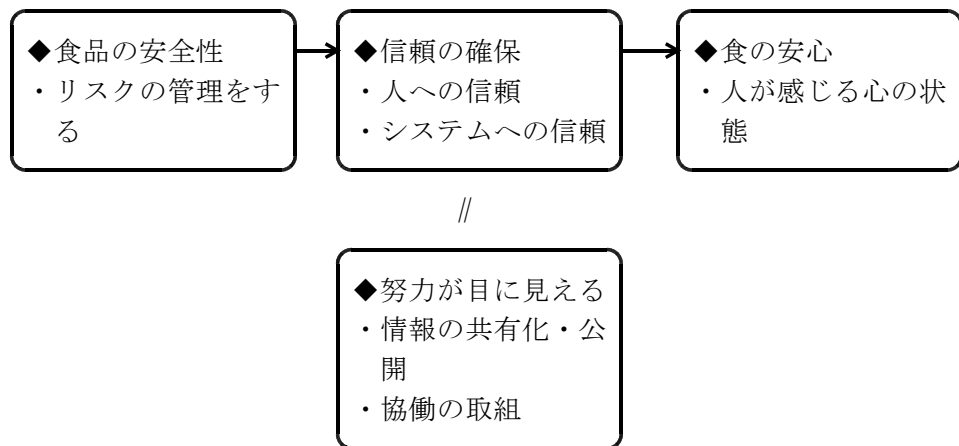
各種事件の発生により、食に対する府民の信頼が揺らいでおり、生産から消費に至るまで一貫した食品の安全性を確保するとともに、安心感を高めることが必要とされています。

そこで、食の安心・安全を確保するという条例制定の趣旨を示し、条例の目的が「現在及び将来の府民の健康の保護に寄与するため」であることを明らかにしています。

[参考]

● 「食品の安全性」と「食の安心」との違い

食品には、健康への悪影響を及ぼす可能性が全く無いものはありません。このため、食品の安全性を確保するには努力が必要です。この努力が見えることが信頼を確保し、信頼の積重が安心につながります。



(京都府食の安心・安全アクションプランより)

● 条例の骨子

- 基本理念を明示
- 基本的な施策の根拠を規定
- 法律で規定外の事案に対しても府独自に対応できる措置を規定
 - ・ 禁止農薬等使用の農林水産物に関する措置
 - ・ 遺伝子組換え食用作物に関する措置
 - ・ 健康への悪影響の未然防止措置
- 情報公開の徹底と府民参画の推進を規定

● 条例に基づく施策の基本方向

情報公開の促進を基本に、次の4つの取組を行います。

- 安全で環境に配慮した食品の生産・供給体制の確立
- 生産から消費まで一貫した監視・指導・検査システムの構築
- リスクコミュニケーションの促進と府民参画
- 「食の安心・安全」の取組の総合的な推進体制の確立

(注) リスクコミュニケーション

食品の安全性や関係施策等について、リスク管理者（行政）、消費者、食品関連事業者、研究者その他の関係者の間で、情報及び意見を相互に交換すること。